

=私たちの活動 4つの柱=
*制度化と指導員の身分保障
*専門性と仕事の確立
*父母と共に学童保育運動の発展
*全国の指導員との団結と連帯

建交労全国学童保育部会

ニュース学童保育

2020. 3. 16.
NO. 50 (臨時号)
全日本建設交運一般労働組合
全国学童保育部会 発行
編集：事務局

川崎市の自主学童にも、 午前から開所の補助つく

約20年にわたり、公的な学童保育の補助金受けられなかった川崎市の自主学童。しかし、この度の臨時休校にもなう午前からの実施に対する国の補助金が出るのが分かりました。

守り続けた 自主学童

約20年前、「学童保育を全廃、わくわくプラザ（全児童施策）で留守家庭の子どもも受け入れる」

自主学童

と施策転換した川崎市。その時に、建交労の組合員や「子どもたちにとって安心な学童保育」を求めた保護者たちが、自主的に学童保育所を立ち上げました（自主学童）。

公的補助の 第一歩

今回の午前から開所し

（これまで、自主学童にも学童保育の補助金を支給するよう求めて

きました。川崎市は一切耳を貸しませんでした。それでも、組合員たちは子どもたちにとってよい良い保育を正面に据えて、地域や保護者と力を合わせて、自主学童を存続させてきました。

感染防止の備品購入にも 国から補助

今回の「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業」で、あらたに加わったものがあります。

感染防止用として購入したマスク、消毒用エタノール、体温計、空気清浄機など、その購入費用が対象です。

自治体が購入して、学童保育所に配布した場合は、国からその自治体へ、1支援の単位につき限度額50万円が補助されます。

また、自治体から配布されているものに加えて、学童保育所が独自で上記のようなものを購入していれば、その費用も補助の対象となります。ただし、自治体が補助した分と分け合うような金額になるかもしれません。

いずれにせよ、学童保育所にも補助が下りるよう、自治体にも問い合わせをしましょう。

たところへの臨時的な補助が、川崎市の自主学童にも支給されることとが分かりました。当初は補助対象か否か不明でしたが、建交労と全国連協で共同し

P234~ 放課後児童支援員の 雇用にあたって

「（前略）放課後児童支援員の雇用は、長期的安定した形態とすることが求められる。また、放課後児童支援員が長期渡って安心して就業できるよう、処遇改善にも努めていただきたい。

これは、指定管理者制度により放課後児童クラブを運営する場合や会計年度任用職員により放課後児童支援員を雇用する場合も同様である。

指定管理者でも、 雇用の継続を

川崎支部から川崎市担当課とも確認し、近く学童側に連絡がいくとのことでした。

項目としては「放課後児童クラブの質の確保等について」のなかで、指導員の雇用をめぐり、指定管理者制度でも、「長期的安定した形態」「処遇改善」「適切な雇用」に努めてほしいと投げかけられています。「学童保育に指定管理者制度を持ち込まない」という私たちの要求には届いていませんが、この問題を訴え続けたことに、国が一定応えたものと言えます。

（右、関係部分抜粋）

（事務局長 田村一志）

来年度の国の予算説明資料の中で、指定管理者制度をめぐる課題について、これまでより踏み込んだ内容で触れられました。この資料は、自治体担